平成２５年（フ）第１１８号
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第53地割133番地３、住民票上の住所岩手県岩手郡葛巻町葛巻第53地割119番地２
債務者　松山ヨシ子
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１２０号
盛岡市新田町４番31号　ドエル谷善202号
債務者　佐藤　武文
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１３号
群馬県沼田市戸鹿野町591番地２　川上アパート２号
債務者　増田　文雄
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
群馬県太田市藤阿久町945番地10
債務者　坂本　　博
１　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１６４号
神奈川県秦野市西田原205番地の10、前住所神奈川県秦野市東田原513番地の７
債務者　金田久美子
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７４号
神奈川県平塚市四之宮７丁目２番38号、前住所神奈川県平塚市長持448番地の９　エバラコーポ
債務者　酒井　幸雄
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１３号
神奈川県小田原市西大友36番地の２　ドルフコミヤ１－１、前住所神奈川県小田原市成田43番地の12
債務者　林　　郁子
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１８号
神奈川県足柄下郡湯河原町門川35番地の２コーポ門川201
債務者　横道初惠こと　朴　　初惠
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２３４号
神奈川県厚木市山際１番地６　オリエントハイツ№５－102、前住所神奈川県厚木市山際１番地６　オリエントハイツ№５－105
債務者　クニヨシ　ルイスこと　ＫＵＮＩＹＯＳＨＩ　ＧＯＮＺＡＬＥＳ　ＬＵＩＳ　ＡＮＧＥＬ
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７０号
愛知県江南市古知野町宮裏177番地
債務者　近藤　由香（旧姓改原）
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５４８号
京都市東山区本町11丁目718番地２　シュラインズヴィラ瀧尾210号、前住所名古屋市中区三の丸１丁目２番３号
債務者　中西　　勝
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
北海道苫小牧市高砂町１丁目４番18号　和田アパート
債務者　針金　洋子（旧姓香川）
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２１５号
仙台市太白区四郎丸字落合159番地の５
債務者　橘田　美保
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
仙台市若林区大和町５丁目18―18　レジデンス大和201、住民票上の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字洗崎１番地の４
債務者　阿部　友香
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
宮城県多賀城市山王字山王二区197番地の２ニューポートハイツ101号
債務者　今野　信義
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
仙台市太白区泉崎２丁目21番24号　サンハイツ105
債務者　丹野真由美
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係